

蠶種に於ける經濟史的考察

特に長野縣小縣郡に於ける

確 氷 茂

I 蠶 品 種

小縣郡に於ける蠶品種は古くより幾多の變遷をしてゐるが、徳川時代の中葉より明治初年に至る變遷の大要は次表によつて知られる通りである。

小縣郡に於ける蠶品種の變遷

品 種 名	原種	特性	出現或は流行年月		新品種作成者		販賣先	摘 要
			日本 曆	西洋 曆	氏 名	住 所		
大林丸(金丸)			寛文年間	1661—1672				生絲製造用。小縣郡の外に上野・武藏・相模・甲斐の四ヶ國に流行す。
たびこ(ををみこ)			寛文年間	1661—1672				眞綿製造用。小縣郡の外に上野・武藏・相模・甲斐の四ヶ國に流行す。
きんこ	大林丸		元祿・寶永	1688—1710				
中 參	大林丸	繭形小	寶永以後	1704—				
中 如 來	不明		元文年間	1736—1740				信州の蠶種商奥州伊達郡にて作る。
金 茶 朋 種	不明		元文年間	1736—1740				眞綿製造用。
大如來(中集)	中如來	繭形大	安永・天明	1772—1788				後中集といはる。
小 如 來	中如來	繭形小	安永・天明	1772—1788				
光 白	不明	繭形大 蟲質弱	安永・天明	1772—1788	光白 善右衛門	奥州信 夫の人		
又 昔	小如來	繭形小	安永・天明	1772—1788	伊藤彦次郎	奥州伊 達の人		
青 白	野蠶雄 又昔雌	繭形小黃 繭蟲質強	文政10年	1827	藤本 善右衛門	塩尻村	關東・奥羽	
小 石 丸	又 昔	繭形丸く 小さく堅し	天保年間	1830—1843	小田中 源右衛門	伊勢山 村		
三度飼種 (夏蠶)	不明		天保8年	1837	吉屋 文 吉	上田町 房山	上野伊勢 崎方面	
上田國種 (夏蠶)	不明		弘化年間	1844—1847	箱山茂平太	上田町	伊那方面	
鹽尻の掛合せ (夏蠶)	夏蠶雌 春蠶雌		弘化2年	1845	(藤本 細 葛 中山 重 作)	塩尻村 下條村	明治5年 伊太利輸出	青白の代用
お 春 種			慶應年間	1865—1867	箱 山 春	上田町	伊那地方	
均 白	又 昔 小石丸	繭形中、 絲質細 美、絲 量多し	明治5年	1872	均 業 社	塩尻村	他府縣	

寛文年間(西曆1661—1672)には、塩尻村の藤本善右衛門氏が「蠶種の製造をなし、上野、武藏、相模、甲斐の四ヶ國へ販賣し、その品種は大林丸(又は金丸)及びををみこ(又はただこ)であつて、大林丸は繭形正しく、ををみこは繭形一定することなく、且つ數頭で一つの繭を營

むものである。而して前者は絹絲に製造されるも、後者は單に眞綿用として用ひられるに過ぎなかつた⁽¹⁾。「元祿、寶永年間(西曆1688—1710)に『きんこ』なる蠶品種の飼育が行はれた。このものは大林丸より撰出したものであつて、繭形は兩端尖り、大林丸より絲量が多かつたため、忽ちにして大林丸を壓倒して了つた⁽²⁾」ほどである。だが「大林丸は虫質強健、飼育容易であつたがため、中參種となつて、天保年間(西曆1830—1843)まで、山間の養蠶業者に飼育されてゐた⁽³⁾」。「元文(西曆1736—1740)の頃、信州の蠶種商(多分小縣郡の蠶種商であらう—筆者)奥州伊達郡伊達崎村に於て蠶種を製造し、この蠶品種を中如來と稱へた⁽⁴⁾」而してこの品種は小縣郡にも飼育されたいが、如何なる程度に飼育せられてゐたかは不明である。又この頃「黄繭種及び金茶朮種等の品種が飼育され、金茶種は繭繭ともいはれ、眞綿製造用に使用された⁽⁵⁾」。

「安永、天明(西曆1772—1788)の頃、如來種を繭形の大なるものと小なるものゝに撰り分け、大なるものより撰出したものを大如來とし、小なるものより撰出したものを小如來とした。大如來は關東地方に多く飼育されてゐた。この頃、奥州の人、光白清右衛門氏光白なる新品種を撰出し、關東地方に販賣した。この光白種は大如來よりも大巢であつたから、大如來はいつとなく中巢と呼ばれるに至つた。元來光白種は繭形大にして繭質よろしく、小縣郡に於ても一時稍々多く飼育されてゐたが虫質甚だ弱く、逸蠶が多かつたため、用もなく廢れて了つた。而して一般に光白又は大如來の如き大巢のものは兎角虫質虚弱なため逸蠶が多かつたので、當時の人々の中には虫質強健で、當蠶は小巢のものに限るといつてこれが飼育を行ふものが多かつたので、漸次小如來が勢を得て來た。こゝに於て小縣郡でも小如來が飼育されるに至つた。そこで奥州伊達の人、伊藤彦次郎氏は、小如來の昔に復るといふ意味で、これを又昔と命名した⁽⁶⁾。以後如來種といふものゝ存在は全くなくなつて了つた」。

文政10年(西曆1827)塩尻村の人、藤本善右衛門氏は、偶然青白なる新品種を作つた。このものは虫質強く、飼育に容易であつたため、忽ちにして傳播し、横濱開港後信州産の蠶種の大部分は青白であつた。小縣郡史は青白種につき次の如く語つてゐる。

「文政10年、塩尻村藤本善右衛門が、蠶種製造の好適地として選べる上高井郡小布施村の重右衛門の家にて、蠶種製造の際、野蠶(桑蠶ともいふ)の雄蛾飛び來りて、春蠶白(又昔)の雌蛾と學尾したるものに、佳良なる黄繭を得たりき。此頃上野國縁野郡大塚村なる織茂周平の手代政八も亦、小顆にして絲量多き黄繭種を作る。當時、信濃、上野、下野、甲斐、奥州に此種を廣めしは善右衛門と政八との兩者にして、其種類を青白といへり。青白は又昔に比して虫質強く、且つ冷氣に耐へたり。恰も氣候不順にして白繭中巢の逸蠶多かりし際のことにて、青白の傳播ひろく、弘化年間に至りては飼育普ねく、慶應、明治に至り外國へ蠶種輸出するや、信濃より出だせしものは主として青白なりき。」(小縣郡史餘篇237—238頁)

然しながらこの蠶品種は絲量少く、且つ撚り減りが多い等の欠點を有し製絲、製織業の進歩すると共に漸く衰へた。天保年間(西曆1830—1843)に「伊勢山村小田中源右衛門氏は又昔の中から丸形の繭のみを撰み、新品種を作つた。この繭は堅硬なること石の如くであつたから氏は小石丸と命名した。而してこの小石丸は最初丸形であつたが、明治初年の頃から、稍々長形のものを選擧するやうになつたから、原形を見ること困難となつた⁽⁷⁾。」

尙文政・天保(西曆1818—1843)の頃に夏蠶が始めて上田地方で飼育された。「天保八年(西曆1837)房山村の土屋文吉氏は晩夏蠶より三度飼といふ蠶種を作つて、上野伊勢崎地方に販賣した⁽⁸⁾」ことがあつた。

弘化2年(西曆1845)春蠶青白種の需要が多く、このものに不足を告げたから「塩尻村の藤本繩菖氏は、その種繭の飼育を委ねてゐたところの下條村の中山重作氏と共に、夏蠶の雌に春蠶の雄を掛け合せて、蠶種を作つた。而してその結果が頗る良好であつたから、遂に青白の不足

を補ふことが出来たといふ。當時はこのものは鹽尻の掛合せと呼ばれて名聲を博した。明治五年(西曆1872)伊太利人フハツケ氏は、この掛合せの優良なことを聞いて、租税寮に依頼して、掛合せ蠶種六百枚を藤本に求めて本國へ送つた⁽⁹⁾。尙弘化年間(西曆1844—1847)に「常田村の箱山茂平太氏は夏蠶種を上伊那郡に販賣した。當時上伊那地方では何故か上田産の蠶種を嫌忌し、蠶種に上田の二字があればこれを買ふものがなかつた。ところが茂平太氏は特に上田同種と署し、敢て上田の字を取することをしなかつた。しかもこの蠶種は常に好評を得てゐたのであつた。茂平太氏死し、妻のお春氏が代つて同種を上伊那地方へ販賣するや、その年甚だ豊作であつたため、それ以後その種をお春種と呼ぶやうになつた。而して慶應元年(西曆1865)頃故も名聲を博した⁽¹⁰⁾」といふ。明治五年(西曆1872)「塩尻均業社に於ては、又吉と小石丸との間に、繭形中庸、絲質細美、絲量多いものを作つて、これを均白と名づけて他府縣に販賣した」⁽¹¹⁾。

而して明治の中葉は全く蠶品種の混亂状態を呈し、種々雑多な蠶品種が同時に飼育された。明治の末葉より大正の初期へかけては外國種の輸入を見、ために蠶品種界は全く混亂状態を呈した。然るに大正の中期より、科學的交雜方法の勃興を見、順次蠶品種は統制されるに至つた。

これよりさき、長野縣は蠶品種の改善に着目するところあり、明治45年3月15日、縣告示第八十二號を以て、「長野縣立原蠶種製造所規則を制定し、同年4月1日假事務所を長野縣廳蠶絲課内に設置し、第一原蠶種製造所を上田町常盤城に設く。而して大正2年より同所製造の蠶種を縣内蠶種同業組合へ無償にて配布することとなつた」⁽¹²⁾。その後同原蠶種製造所は、長野縣蠶業試験場上田支場と改稱せられ、今日に及んでゐる。而して同所が特に小縣郡の蠶品種の改善に貢献したところは甚大である。

(1) 小縣郡史餘篇 236 頁参照。

(2) 同上頁参照。

(3) 同上頁参照。

(4) 「又其頃下總國結城邊よりも蠶種を多く出し、奥州其餘の國々へ販賣す。一年結城邊大洪水あり、川下の幅狭き所にて、上なる山崩れ落ち、川上三里餘の間一面海の如く、民屋田畑の被害頗る大にして、其年蠶種をとること能はず。偶信州蠶種商の奥州伊達郡伊達崎村に到るあり、語るに結城の水害を以てす。村人のいへるに當地の桑は結城邊にも勝れり。ここにて種をとらば亦好結果を得べけん。乃ち近郷の繭を擲求めて蠶種をとる。又其人のいへるや、信州は國に善光寺如來ましましける故、國人等結縁にあづかるを以て、種紙の内書の中如來と書き、此地には蠶驗あらたかなる如來の在ます御堂あるを以て、當國は如來堂と書くべしと、昔尤と同じけるより此内書始りたり(養蠶秘録)。」—小縣郡史餘篇 236—237 頁。

(5) 小縣郡史餘篇 237 頁参照。

(6) 同上頁参照。

(7) 同 238 頁参照。

(8) 同 242 頁参照。

(9) 同上頁。

(10) 同上頁。

(11) 小縣郡史 768 頁。

(12) 小縣郡史餘篇 320—321 頁参照。

II 蠶種の生産

小縣郡の蠶種製造は既に文祿(秀吉時代、西曆1592—1595)の頃より行はれてゐた形跡がある。小縣郡史に「文祿の頃、蠶種は薄付とて、一枚の卵量九匁を産附せしも、需要者はひたすら厚付を望みしを以ていつしか卵量十匁以上を産附せしむるに至れり。有志家は之を覆ひて、一枚に産附せしむべき卵量九匁を二枚に製造したるものあり。之を本歩一枚或は半取種といへ

り。(小縣郡史餘篇236頁)

とあるより見ても、當時既に蠶種製造がある程度進行はれてゐたことが知られる。ずつと下つて「寛文年間(西曆1661—1672)には塩尻村の藤本善右衛門は、蠶種を製造して、これを販賣した。」尙「元文中(西曆1736—1740)、關東の諸國、皆信州上田邊の蠶種を求めて上品とし云云」となるところより見れば、徳川時代の中葉には既に小縣郡の蠶種製造は餘程進歩してゐたものと見ることが出来る。而して天保年間(西曆1830—1843)には蠶種の製造が旺んに行はれたが、それは天保四年(西曆1833)、上田藩が、その領内に後述するが如き制度書を發して蠶種販賣を取締つたことより見るも明かである。尙同制度書によれば、「乍去農事を餘所に致し、此道(蠶種の製造販賣—筆者)に片寄候の儀は勿論、農民の本意を不取矢専ら心懸候様精々致可申候」とあり、更に天保五年(西曆1834)上田藩が村役人を通じて蠶種商一般をいましめたる條文の中に「一体蠶種商の儀は作間餘情の事に候得者、賣捌相濟み次第早々歸村、耕作出精可致管の事に候」とあるより見ても、當時如何に蠶種の製造が盛んに行はれてゐたかを知ることが出来る。尙文政、天保(西曆1818—1843)には夏秋蠶種の生産が行はれたらしい。天保4年(西曆1833)の上田藩制度書の一節によれば、

「夏子秋子の種は改不申に付き、勝手次第商可申事」

とある。この文面より推察すれば、夏秋蠶種の製造は餘り行はれてゐなかつたことが知られる。尙小縣郡史によれば、

「文政、天保年間に上田地方夏蠶を飼育す。其蠶種は葉紙とて、小杉紙に夏蠶の五六蛾を産卵せしめたるものなり。其後申折とて、半紙に十蛾より、十五六紙蛾産卵せしめたるを原紙に供したり。其價格は百文即ち一錢に小杉原紙二枚、或は三枚なりきといふ。その繭は自家の用料のみに供し、多くは木綿に織り交せて使用せり。夏蠶の漸く飼育せらるゝに及び、松本、上野、武藏等に販路をつくりて普及せり天保八年上田町房山組の土屋文吉は晩夏蠶を以て蠶種を製造し、之を三度飼と稱し、上野伊勢崎地方に販賣せり。當時需要者の僅少なりしたため、一時申絶したりき。」(小縣郡史餘篇241—242頁。)

とあるより見ても、當時多少夏蠶種の生産の行はれてゐたことが知られる。

斯の如くして蠶種の生産は明治初年には、外國より蠶種の要求を受けて急激な發達を見た。然るに間もなく、國內に於て蠶種の粗製濫造の行はれるや、蠶種の海外輸出は全然止まり、ここに蠶種の生産は全く行きつまらざるを得なくなつた。然るに當時漸く器械生絲の生産事業が勃興したため、蠶種は海外輸出の代りに、國內移出が盛んに行はれ、蠶種製造業は再び隆盛に赴き、今日に至つたのであるが、その間、蠶種の生産に關して、種々の小事件があつたが、ここではこれらの説明を略す。今、小縣郡の蠶種生産額を表示すれば次の如くである。

蠶種生産額

A 表

小縣郡史による。

年次	明治16	" 21	" 26	" 31	" 36	" 41
蠶種生産額	150245 ^枚	428846	559092	647248	890661	1044059

B 表

年次	大正1	" 2	" 3	" 4	" 5	" 6
一 製造者種	1028人	947	897	872	830	757
化 { 特別蠶種	57114 ^枚	659316	614719	706824	626439	874987
性 { 普通蠶種	34045 ^枚	327724	283179	275832	202552	190495

一化性 二化	製造者 特別蠶種 普通蠶種	一人	—	—	—	34	—	
		一枚	—	—	—	2,933	—	
		一枚	—	—	—	228	—	
二化性 一化	製造者	不越年	700人	611	588	570	615	589
		越年	26人	32	36	69	111	128
	特別蠶種	不越年	31191枚	29926	27274	28468	39893	48605
		越年	4179枚	7859	14457	21881	33334	599066
	普通蠶種	不越年	71164枚	73211	64982	76619	74168	64928
		越年	678枚	915	976	1069	1588	1124
二化性 二化	製造者	特別蠶種	145人	139	130	157	246	283
		普通蠶種	23324枚	26305	32288	38946	51291	60762
二化性 三化	製造者	特別蠶種	2386枚	2780	4307	3255	4263	3696
		特別蠶種	一枚	—	—	—	3	—
		普通蠶種	一枚	—	—	—	1122	—
合計	製造者	特別蠶種	一枚	—	—	—	8	—
		特別蠶種	1808人	1017	959	928	876	801
		普通蠶種	631808枚	723406	688738	796119	755012	1024320
		421773枚	404630	353444	256775	282807	260243	

c 表

年次			大正7年	大正8年	年次			大正7年	大正8年		
純粹種	原蠶	框袋製	1309651	1066212	固定種	原蠶	框袋製	189623	44170		
		春蠶	框製付	23179719			4058160	春蠶	框製付	4893882	2324236
			平付	389042			10465		平付	75250	—
夏秋蠶	框製付	7346007	5428308	夏秋蠶	框製付	39979	35766				
		平付	868108	297170			80	—			
交雜種	原蠶	框袋製	1730	27330	計	原蠶	框袋製	1501004	1137712		
		春蠶	框製付	12598711			24911338	春蠶	框製付	40672312	31293737
			平付	37350			—		平付	501642	10467
夏秋蠶	框製付	3491012	8085684	夏秋蠶	框製付	10876998	13549758				
		平付	18660	45520			886848	342690			
價額	框袋製	平付	278447	2742019	製造者			720人	677		
		平付	3133	11023							
		計	281580	2753042							

- (1) 小縣郡史餘篇 236 頁參照。
 (2) 同上頁參照。

III 蠶種の販賣

上述の如く小縣郡では、古くより蠶種の生産が行はれてゐたが、更にその蠶種の大部分は國內或は海外に輸出されてゐた。即ち我國封建治下の自給自足經濟を破壊に導き、商品經濟への大道を開拓するための重大なる役割を演じてゐたものの一つとして、小縣郡産出の蠶種を數へることが出来る。この蠶種の最初の國內移出の行はれたのは勿論明瞭ではないが、徳川の中葉以後である。幕末の頃、横濱の開港と共に、大量の蠶種の海外輸出が行はれた。而してこれが海外輸出は明治7、8年の頃まで続き、その後海外輸出は全く杜絶されて了つた。而してその後は専ら國內輸出用として蠶種の生産が行はれた。

イ 徳川時代に於ける蠶種の國內移出

小縣郡産の蠶種の國內移出の濫觴は明かではないが、前述の如く、寛文年間(西曆1661—172)に塩尻村の人、藤本善右衛門氏が、蠶種を製造して、これを販賣したことより見れば、寛文以前に既に蠶種の販賣が行はれてゐたらしい。更に又前述の如く、元文年間(西曆1736—1740)關東諸國が信州上田邊の蠶種を上品として購入したことより見るも、小縣郡の蠶種の移出が、相當古くより行はれてゐたことが知られる。尙「其頃(元文の頃—筆者)下總國結城邊よりも蠶種を多く出し、奥州其餘の國々へ販賣す。一年結城邊大洪水あり、川下の幅狭き所にて上なる山崩れ落ち、川上三里餘の間一面海の如く、尺屋田畑の被害頗る大にして、其年蠶種をとること能はず、偶々信州蠶種商(1)(小縣の人であらう—筆者)の奥州伊達郡伊達崎村に到るあり、語るに結城の水害を以てす云々」とあるところより見るも、當時既に小縣郡の蠶種は、この地方に移出してゐたものと見ることが出来る。

徳川時代に上述の如くして發達して來たところの小縣郡の蠶種の國內移出は、天保年間(西曆1830—1843)に至つては、急激に増加した傾向がある。このことは、天保四年(西曆1833)上田藩がその領内へ次の如き制をしいたことより見るも明かである。

「御領分近來盛んに相成候、就ては蠶種商人共右に準じ追々相増し候由、然る所諸國種商人共申談し、夫々規定も相立置候得共、右規定違背の者間々有之趣に相聞へ、殊に御領分の者の内には夫等の義に付き、他へ問へも不宜者多く有之、又々御領内右商仲間同志兎角一致致し兼種々不取締の義共有之由、其外銘々手取の種をも餘國の名目にて商候向も相聞え、是等の義甚だ以て不宜事に候、却て實意に基き取扱ひ候はば永續も可致の處、本場名目ならでは問えも不宜様相心得候故の義には可有之候得共、假令商の道なりとも右様の偽りを以て取扱候義は有之間敷事にて、殊更國産の義は人力のみにあらず、天性自然に開けて其國に備り候事故、當所産を以て他の産物採と偽飾商候様の義は第一天理に背き候故、一旦は利潤を見候とも冥功可有之の道理無之、次には國の名折に相成、其外彼是不正の取扱等も有之趣き相聞え難捨置候に付き、此度一統呼出し存念相糺し候處、制度相定め候様致度旨申出候に付き御領分蠶種商人共永續の爲め、左記の通り制度相立て、最寄り組々へ制度書相渡置候間、實意を本とし得意場は勿論、同商賣のもの共相互に引立假様心懸可申候、尙此上察昌も致候得ば彌國益にも相成候に付、前段の趣き篤と勘辨を加へ可取扱候、乍去農事を餘所に致し、此道に片寄候様の義は勿論、農民の本意を不取失専ら心懸候様精々致可申候、扱又商賣柄とは乍中、何れも兎角表を飾り驕奢になり、其外於旅先々は種々の惡業に携り候ものも有之哉に相聞え候、是等は固より御領内の風俗にも相掛り候義に付き、夫々糺明の上申付方も有之候得共、先此度は勘辨の上不及其沙汰候、自今急度相糺み候義專要の事に候。

一、蠶種商人共へ鑑札相渡し候間、銘々村役場に於て受取、大切に取扱可有罷候、勿論鑑札無之ものは聊にても蠶種商不相成候事。

但し一旦相渡候上は其者一代共儘渡切に致候間、改名等にて認替の義は村役人を以て可願出候、扱又札主失致候か商相止候者は是又早々村役人へ其段申出鑑札相納可申候、右の者の商相續致度候はば是又村役人を以て可願出候。

一、來午年より他國へ蠶種商候儀堅不相成候、乍然無據趣有之、他國の蠶種商申度候はば、其段村役人を以て可申出候、共趣意により別段改受候様可申付候事。

一、銘々商候蠶種の分不殘、當年より別紙の通最寄組合村限り於村役所番立置き、改方立會て吟味、來る午年よりは信州上田産と有之改印申付候、勿論右爲判料蠶種一枚に付き銀五分宛の割合を以て上納申付候間、毎年十二月十五日限りに居村の役所へ可差出候事。

一、取締の爲め組合村の内へ改方申付候に付ては、旅先迄も心得方申付置候、若し制度の趣相背き候者有之候得者、夫々取調可申出管に付き、兼て其旨相心得不正の儀無之趣き可心懸候事。

一、半取と唱候薄種取扱候儀、堅不相成候事。

一、自他の損益に拘り候儀に付き、可成丈蠶種吟味可申候、若し如何數品を以て改印望候共其分は取上可申候事。

一、來午年より毎年正月より三月迄に銘々共年商候蠶種紙取揃、村名並に名前共一枚毎に相記し、年番の村役所へ可差出候、尤改印致相渡置、尙又種取揃へ候得は六月中旬迄に致相渡候様申付置候間、日限觸方次第無遲滯差出可申候事。

一、仲間の内へ賣渡致候分、村名並に名前共認認に付其旨届改印受置、種賣渡候上、買主名前自他ともに年番の村役所へ可相届候又御分の者にて買取候はば、其旨相届村名々前相認差出改受可申候事。

一、種場買賣致候はば、改方のもの奥書を以て取引可致候事。

一、夏子秋子の種は改不申に付き、勝手次第商可申事。

一、銘々伺立候鑑札銘々旅先迄も持參可致事。

右制度の趣き聊無迷失相守可申候、若不埒のもの於有之は、無用捨急度管申付候上、商の道差留候條、其覺悟可有之者也。

天保四巳年五月二十八日〔上田制度書、小縣郡史餘篇 238—239頁より再録〕

而して交附された右制度書の大要は次の如くである。

- 1 蠶種商人へ鑑札を下附し、鑑札なきものは、蠶種の賣買をすることが出来ぬ。
- 2 他國へ行き、蠶種を販賣することが出来ぬ。然しながら、萬止むを得ざる場合にはこの限りではない。
- 3 蠶種は吟味の上檢印のあるものでなければ、販賣することは出来ぬ。檢印を受けるためには手数料を拂はねばならぬ。

以上によつて見れば、當時小縣郡に於ては、蠶種の國內移出が盛んに行はれた結果、

- 1 各國の蠶種商人の間には既に蠶種販賣上の規則が定められてゐたこと。
- 2 然るに右規則を破るものが出て來たこと。
- 3 産地を詐つて販賣するものも出て來たこと。
- 4 蠶種販賣のため農事をゆるがせにする傾向を生じて來たこと。
- 5 蠶種販賣先で風紀を紊すものも出て來たこと。

が知られ同時にこのことは如何に當時小縣郡の蠶種の國內移出が盛んに行はれてゐたかを

知ることが出来よう。尙天保五年上田藩は村役人を通じて蠶種商人一般に對して次の如く命じた。

「御領分の者共の内蠶種商に事寄せ、僅々蠶種を持參長旅致居り、手なぐさみ等心懸け、實意の商人共へも申勧め爲迷惑候儀も有之、且其遊興場所へ罷越、中間のもの引入無益の金錢爲遣捨、身持放埒相成候も有之趣相聞き甚以て不埒の至りに候、一舛蠶種商の儀は作間餘情の事に候得者、賣捌相濟み次第早々歸村、耕作出精可致管の事に候、此度取締申付候に付き然るもの銘々蠶種賣商の義も夫々知れ居候事に付き、以後聊の蠶種持參長旅等致居候者は、旅先の次第急度相糺候義も可有之候間、心得違無之様可致候。

一、旅先にて蠶種押付賣致し、又は餘人の賣場先へ手段致し、賣込候様の者も有之趣相聞え甚だ以て不相濟事に候、畢竟是迄旅先勝手次第にも相成居候故、右様の義も有之候事と存候得ば、以來一同の者蠶種賣出立節等向々仲間申談の上罷出候様致、總て實意に基き不條理不法の取計無之様商賣可致候。

一、種繭性合不用品にても下直を見込買受種取致、或は人の約束致置候種繭等直段糶り上げ買取致し、其外坪方へ不勘定のものも有之趣き相聞え是又不埒の事に候、以後右休の義堅く無之様可致候。

右の條々若相背き候もの有之候はば、夫々取糺の上急度答申付候上、蠶種商賣差留候様に可相成候、此度組合の内蠶種取締方のもの夫々申付置候に付き、猶右之者共より追々申聞け候義も有之間共旨可相心得候。

午五月（天保五年）」（小縣郡史餘篇240頁より再録）

而して又各村庄屋へは、

「去巳年蠶種改の義、制度相立て一組限り庄屋共年番立置き致方の者打寄り蠶種取扱候様申付置候處、庄屋の中には蠶種の義不案内のもの有之、年番にて取扱義迷惑にも存居候もの有之に相聞申候、此度蠶種取締のもの夫々申付、引受爲致候に付きては、庄屋共年番にて取扱に不及候間共旨可存候、尙又當年より取締方並に改方の者共、蠶種改の節々役所へ罷越候儀も可有之に付き、萬端不實の義無き様世話可致候。

午五月（二十六日を以て庄屋一統に申渡す）」（小縣郡史餘篇240頁より再録）

と命じてゐる。更に蠶種取締方頭取、同じく蠶種取締方の者へは、

「此度夫々蠶種取締方申付候に就ては、彌以厚心掛去年中申聞置き候制度書並に心得方書付の趣相守改方の者共へも得と申聞かせ、萬端手抜無之様取扱可致候、尙此上心付候趣も有之候得は可申出候、蠶種商人判科以來取締方の者改方の者どもへ申付、爲取集頭取方へ差出頭取より掛手代へ差出候様可致候。

午五月

此度組々年番庄屋取扱相止、蠶種取締方頭取並に取締方の者共夫々申付置候間、制度の趣相守、萬端取締方の者より受差圖、手抜無之相取計可申候。

頭取	上塩尻村庄屋	佐藤嘉平治
同	國分寺村庄屋	樋口定吉
御給米三俵		
取締方	下塩尻村庄屋	澤澤庄左衛門
同	秋和村庄屋	中嶋清左衛門
御給米二俵		
	常田村庄屋	新井得右衛門

笹井村庄屋	飯田萬右衛門
伊勢山村庄屋	庄左衛門
上洗馬村庄屋	堀内治吉
下之條村庄屋 下室賀村	小泉勝兵衛
手塚村庄屋	小池多左衛門
中村庄屋	榮吉
稻荷山村庄屋	保柳才兵衛

御給米2俵」

(小縣郡史餘篇240—241頁より再録)

といつてゐる。以上によつて見れば、當時の蠶種販賣は非常にぼろい儲けをすることが出来たらしい。かくして幕末に及んでは益々小縣郡の蠶種は國內移出が行はれ、遂に小縣郡は天晴れ天下の蠶種製造業地を形成した。

(1) 小縣郡史餘篇 236—237 頁。

□ 蠶種の海外輸出

我國蠶種が始めて海外へ輸出されるに至つたのは慶應元年(西曆1865)であるが、最も多量の輸出の行はれたのは、慶應元年から明治の7.8年迄の間である。尤も慶應元年以前に於ても蠶種の海外輸出が行はれてゐたが、それは密輸出だつたのである。密輸出の古いものとしては「弘化年間(西曆1844—1847)福島梁川町中村氏が函館に於て伊太利人に販賣し、文久元年(西曆1861)伊太利人マレロ氏が春蠶種二百枚を本國に送附した⁽¹⁾⁽²⁾」こと等である。安政六年(西曆1859)横濱の開港と同時に生絲の海外輸出は許可されたが、未だ當時蠶種は「生絲の元資」であるといふ理由によつて海外輸出を禁じられてゐた。而して文久元年(西曆1861)に至つて漸く見本としてのみ海外へ送ることを許され、つづいて慶應元年幕府が蠶種輸出を許可すると同時に我國蠶種は非常な勢を以て海外に向つて流出されるに至つた。當時歐洲に於ては蠶病一微粒子病一が猖獗を極め、蠶種製造の不可能に陥つたことは勿論、殆んど總ての蠶事は全滅の淵に臨んでゐた。ために「佛國大統領は我國に蠶種を求めて來た。而して當時我國より輸出した蠶種は一萬五千枚であつた。佛國で我國より輸入した蠶種の微粒子病毒を検査した結果は、病毒あるものは二十五枚中八枚の割合であつて、その成績が頗る佳かつたため、我國の蠶種の聲價は急に昇つた。」⁽³⁾

當時小縣郡に於ても蠶種の海外輸出を企てるものが甚だ多く、これによる収入が莫大であつて、それがためその頃小縣郡の蠶種業者は金の使ひ方に困つた」との話さへ残つてゐる位である。而して小縣郡より海外に向つて輸出された蠶品種の多くはその當時の流行ものたる青白種であつた。青白は「又昔に比して蟲質強健、加ふるに冷氣に耐えることが出来たから、當時國內に於て飼育するもの甚だ多く、それがため海外へ輸出される外、國內移出が盛んに行はれた。」⁽⁴⁾斯くして蠶種の海外輸出が急激に行はれるや、ここに極端なる蠶種の粗製濫造並びに不正取引が行はれた。これが粗製濫造並びに不正取引の主なるものとして、

- 1 輸送中蠶兒の發生を虞れて火熨斗をかけ
- 2 蠶種に丹礬を布いて、色氣をつけて春蠶種と稱へ
- 3 菜種を蠶種の表面、^{あきま}空間のある所へ貼付し
- 4 他國製造のものを自國の製造と稱えて販賣した

等をあげることが出来る。而して右粗製濫造の弊は既に蠶種の輸出を許可されて間もない慶應二年頃、甚だしかつたものと見え、「慶應二年には蠶種改印の制を設けて、改印のないものは

一切賣買すべからず」⁽⁶⁾としてゐる。然し粗製濫造の弊は依然として改まらず、明治に這入るに從つていよいよ高じて來た。

この際、間にあつても憂うるものが少くなく、「慶應二年四月、武州二手村小平、奥州中瀬村義左衛門氏外數名⁽⁶⁾のものが幕府へ内願して蠶種検査の制をしかれることを願ひ、許可されるに至つた。その内願人等は肝煎役に命ぜられて、蠶種取締のため諸國へ派遣された。小縣郡では中之條代官松本直一郎氏の支配を受け、同村安左衛門氏方で原紙の裏面へ檢徴の印を受けた。このことは蠶種商人に取つては迷惑が少くなかつたから、その免除をたびたび請願したが、許されず、遂に次の如き請書を提出したことがあつた。」⁽⁷⁾

差上申請書の事 (小縣郡史餘篇243—245頁より再録)

當御取扱生絲並に蠶種紙御改所に於て、御改に付いては蠶種紙原紙の義、全紙一枚毎中央に御改印請の義に有之候處、種付仕候品、御用遣ひの分賣捌方の義、國柄に寄村々小前買受の分は、種紙一枚を十六、或は三十二位に小切致候を、銘々壁に應じ賣渡候義に御座候處、種紙の義は種爲産付候上ならでは小切に難致、左様候得者連も紙小切毎に御改印受候義は連も出來兼候、然は餘紙一枚御改印切一ヶ所分前斷の數に小切に致候得ば、賣先へ持參り候節、買請候者御改印無之打疑惑致し、彼等遠國出先に於て賣捌方差支可申は判然致し、必ず當惑難諱致候に付き、全紙御改印済の爲證據一人へ一枚宛御印紙の御斷書付御渡被成下度旨、私共一同相願候處、右願の趣は御沙汰難被及も再應歎願の趣無餘義筋に付、御聞被上候に付き、夫々御取調の上不取締無之様當御取扱御役所へ御改印相……種紙賣捌の者は小切に致候はば、御改済全紙一枚を何枚に切分て右へ且印致し何國何郡何村誰より何人へ賣渡候段、御支配御領分御地頭御姓名並に國所名前等互細に記し、追て其段當御役所へ御別紙御案文の通り、帳面を以て御届可申上旨、今殿御下知の趣被仰渡、且つ小切賣捌方に付き疑惑無之様精々念入正路に賣捌可申、右に付き如何敷義等御聞被及候節は急度御沙汰可有御座旨、是又被仰渡之趣一同承知奉畏候、依之御請印形差上申候處如件。

慶應二寅年六月二十四日

下之條村	作左衛門	堀村	宗四郎	上洗馬村	谷吉
生塚村	宗六	上田紺屋村	林之助	同鍛冶町	茂左衛門
海野町	善之丞	越戸村	五郎右衛門	同	友右衛門
田澤村	文次郎	上丸子村	庄四郎	中丸子村	清之助
中屋村	八作	大澤村	清兵衛	五明村	九郎兵衛
松代荒物町	平左衛門	中島村	八右衛門	長沼村	半田要太郎
須坂穀町	傳重郎	岩村	新七郎	下塩尻村	清右衛門
下塩尻村	忠助	杭瀬下村	祐太夫	杭瀬下村	長五郎
同	元右衛門	坂木村	彦九郎	坂木村	團右衛門
金井村	定右衛門	上塩尻村	善右衛門	上塩尻村	八郎右衛門
同	園右衛門	同	要右衛門	秋和村	吉左衛門
同	孫左衛門	同	右伸	本海野村	郡藏
森村	鐵右衛門	東上田村	英之助	伊勢山村	清五郎
伊勢山村	菊次郎	同	源右衛門	坂木村	八郎兵衛
彌津西町	忠右衛門	金井村	七左衛門	金剛寺村	善右衛門

これに附帶して差出した檢印願書は次の如くである。

覺
一種元紙千百枚
松平伊賀守領分
信州小縣郡上塩尻村

此日方八貫二百匁

善 右 衛 門

此代永七貫四百六十三文

但金一匁に付
二貫百匁

此冥加永二百二十三文九步

但元絲永三厘方
永一貫文に付三十文許

右之通り御改印奉願上候以上

寅 五 月

右村役人惣代 庄 屋 某

中之條生絲蠶種御改所

かくして、蠶種粗製濫造の防止に對しては官民共につとめるところがあつたけれども、遂にその効果を納めることなく明治に這入つた。明治元年（或は二年と記す—小縣郡史）、明治政府は蠶卵紙生絲改所を江戸に設け、これが取締に當らしめた。而して「明治三年蠶種製造取締規則を發布し、同五年には蠶種に印紙貼用の規則を發布し、同七年には原紙印紙賣捌所を設置した。」⁽⁸⁾

上述の如く蠶種の輸出は慶應より明治へかけて飛躍的發展を見たが、明治初年歐洲に於ては蠶病の驅除豫防法案出せられ、蠶種の購入を行はなくなつた。ところがこの事實を知らぬ「我國の蠶種商は、巨額の粗製蠶種を横濱埠頭に出したから、その供給度に失して、遂にその處置に窮し、蠶種の山は海に沈め、或は燒棄する等の慘狀を呈した。」⁽⁹⁾而して當時小縣郡の蠶種商の中にも可成り蠶種の粗製濫造を行つたものがあつたと、巷間に傳つてゐる。

ここに蠶種商は大いに覺るところあり、舊來の弊風を一掃することに努めるところがあつた。例へば小縣郡に於て「當業者が春蠶検査表なるものを制定して、各自その検査を行ひ」⁽¹⁰⁾然る後賣り出した如きはその一例である。⁽¹¹⁾而して「明治九年頃蠶種の海外輸出は殆んど停止し、國內に向つて移出されるやうになつた。」

(1) 井上鏗三氏「生絲輸出貿易の濫觴」生絲經濟研究創刊號114頁。

(2) 高橋龜吉氏「徳川時代に於ける蠶絲業の發達」中央蠶絲報昭和5年3月號。

(3) 小縣郡史餘篇243頁參照。

(4) 同237—238頁參照。

(5) 高橋龜吉氏「徳川時代に於ける蠶絲業の發達」中央蠶絲報昭和5年4月號48頁。

(6) これは内願書遣が事を作つてやつたのかも知れぬ。小縣郡史餘篇245頁は次の如く語つてゐる。「同年9月に至り、内願者矢野儀左衛門は、上野藤河に於いて、蠶種家等に詰問せられ、趣意金百圓を出し、小平外一名は、武藏八王子山上重郎右衛門方に於いて信濃の蠶種家惣代 藤本善右衛門・飯島喜左衛門等へ謝狀を出したといへり。」

(7) 小縣郡史餘篇243頁參照。

(8) 同309頁參照。

(9) 同242—243頁參照。

(10) 同309頁參照。

(11) 同310頁參照。

ハ 再び蠶種の國內移出

徳川の中期から後期にかけて小縣郡産出の蠶種が先づ國內へ向つて移出されたこと、次に幕末から明治の初年へかけては、海外輸出の行はれると同時に國內移出が行はれたこと、而して明治九年頃には海外輸出が全く杜絶して了つたことは前述の如くである。當時蠶種の海外輸出の杜絶と共に、小縣郡の蠶種商の受けた打撃は決して少くなかつたが、幸ひにして當時は國內に於ける生絲の生産が急歩調を以て勃興しつつあつたために、國內に蠶種を要求する養蠶家が多く、ために小縣郡の蠶種製造業者は、海外輸出の杜絶による没落より免れることが出来た。

而して毎年に國內製絲事業は擴張せられ、これに伴つて小縣郡の蠶種製造業も亦漸次隆盛に趨きつつあつた。だが斯の如く一見無難のうちに進行を續けて來た蠶種製造界も、多少の小事件の發生は免れなかつた。今これら小事件の一、二を示せば次の如くである。

一 明治19年「神奈川・群馬・埼玉・岐阜・山梨・新潟・茨城等の諸縣では、長野縣組合が正式の検査をして既に販賣の許可を與へてゐる蠶種に向つて、これら諸縣に賣却する場合には、更に再びこれら諸縣の検査を受けなければ、販賣することが出来ぬといふ規程を設けた。そこで長野縣蠶絲業組合取締所では、かかる行爲が蠶絲業組合の大法に悖つてゐるといふ理由を以て、屢々これが撤回を要求した。中でも千隈會社の如きは直接利害關係が大きいから、社員を各縣に派遣して大いにこれが撤回を迫つたほどであるが、上記各縣取締所は頑としてこれに應じなかつた。そこで長野縣の蠶絲業組合取締所では、その事由を長野縣廳に具申し、右諸縣の不法を訴へた。縣廳は、神奈川・群馬・山梨等の諸縣と交渉するところがあつたが、その結果は僅かにその主張を承認せしめたのに止つて、裏面に於ては依然として再検査が施行されてゐた。かくと見た長野縣の取締所では中央部の規約の實行力の乏しいのを痛感し、これに甘んぜずして遂に同19年10月18日中央部の統制下を脱して自由の身となつた。而してかかる間に再検査を行はぬ縣とはなくなつて了つた。同21年に至り、同一長野縣内の、北佐久郡及び埴科郡北部蠶業組合に於ても他組合の検査を経た蠶種を再び検査し、検査料及び手数料を徴収する規約を設け、これを施行したから、小縣郡蠶種業組合に於ては、これを不當であるとして、縣廳へ出願し、北佐久郡の規約を直ちに削除せしめ得た。」⁽¹⁾

二 明治22年「長野縣蠶業組合が自由組合となるや、山梨縣蠶絲業組合では、長野縣蠶種製造業者が組合に加入してゐないものとして、強いて山梨縣の組合規則に従はしめたといふ事件が起つた。ところが長野縣の蠶種製造業者はこれに遵ふべき義務がないとて背んじなかつた。そこで山梨縣の蠶絲業組合では、長野縣の蠶種業者を規程違反者として告發した。ために山梨縣に滞在中の長野縣蠶種業者はやむなく電信を以て自己の所屬せる小縣郡の信濃蠶種組合若しくは埴科郡の埴科蠶業組合及び埴科蠶業議會等へ脱退の通知を發した。これに驚いた組合ではこの顛末を縣廳と打合せるところがあつた。そこで長野縣廳では、高山縣屬を、信濃蠶種組合では高島諒多氏を山梨縣廳へ送り縣當局と交渉させたが、交渉は調はなかつた。かくと知つた甲府滞在中の長野縣の蠶種商は、更に長野縣廳に請願し、農商務省の保護を求めんとした。これによつて再び縣廳では高山縣屬を、當業者は高島諒多氏を惣代として農商務省へ送り、右諒解につとめたが、急に落着の運びに至らなかつた。かかる間に三、四十日を費して了つたから、甲府滞在の當業者は止むなく、不當の規則とは知りつつも黙從して歸つて來た。翌23年4月、農商務省が全國蠶業家を集めて蠶業上の諸方針を劃立するため、諮問會を開催したことがあつた。當時長野縣の蠶種業者は、この席上に於て、前年山梨縣問題が解決されるものとのみ思つてゐた。然るに事實は全く意圖に反し、長野縣は組合が存せずといふ理由の下に招集にさへ接しなかつた。そこで同年7月、信濃蠶種組合・埴科蠶種組合・上埴科蠶業組合より特に交渉委員として小縣郡長瀬村の山岸新左衛門氏を出京せしめた。新左衛門氏は當時第三回内國勸業博覽會の事務を帯びて上京中の藤本善右衛門氏（信濃蠶種組合組長）・南條島太郎氏（同組合常議員）等と共に農商務省へ出頭し、つぶさにその事情を陳べ、且つ請願書を呈出し、その處決を仰いだ。而してその結果は長野縣にとつて有利に展開し、山梨縣との確執を氷解することが出来た。」⁽²⁾

即ち明治19年より同23年迄は全く長野縣の蠶種販賣の受難時代であつたが、就中打撃の大であつたものは小縣郡であつた。而して上述の如き受難時代を経て、小縣郡の蠶種販賣は益々隆盛に趣いたが、近年に至つては全盛時の面影は更になく、天下に誇る蠶種製造業地も、漸次衰退に傾きつつある現状である。時代の犬勢これ又如何せん。

- (1) 小縣郡史餘篇 312—313頁參照。
- (2) 同 313頁參照。

IV 蠶 病 の 豫 防

蠶病には種々あるも、就中最も恐るべきは微粒子病である。彼の慶應年間、佛蘭西、伊太利等が我國へ蠶種を求めて來たのは全くこの蠶病のためであつて、當時歐洲に於ては微粒子病が蔓延し、蠶種の製造が不可能に陥つてゐたのである。我國の養蠶業界に於ても亦この微粒子病には久しい以前から大きな脅威を感じてゐた。斯の如く微粒子病は蠶業界に取つては大敵であつたがため、嘗て我國に於て單に蠶病といへば、直ちに微粒子病を思はしめた時代があつた。

この蠶病の傳播は甚だ急激であるから、徹底的な驅除豫防法を講じなくてはならぬ。而して現今これがために行はれてゐる驅除豫防の方法は、蠶種の母蛾検査である。この検査によれば微粒子病毒を保有する蠶蛾の産卵した蠶種を完全に除去することが出来、微粒子病の發生を事前に防ぐことが出来る。それには顯微鏡を使用して、母蛾が病毒を有するや否やを検することは改めて申し上げるまでもない。

我國の微粒子病による被害は可成り古かつたらしいが、これに関心を持ち初めるに至つたのは漸く明治十年以降である。明治十七年塩尻村の藤本善右衛門氏は「微粒子病驅除法に關し、農商務省に原種の検査を請ひ、又同志と協力して、一千倍の顯微鏡を求め、且つ縣廳備付の顯微鏡を借用して、長野縣博物館で、縣吏員と微粒子病毒の驅除法を講習した」といふから、この頃は既に微粒子病の恐るべきものであることが可成り強く意識に上つてゐたものであらう。明治19年長野縣に「蠶絲業組合取締所が設立されるや、上水内郡宇木村に蠶絲講習所を設けて講習生を各郡に募り、その卒業生を各郡組合の検査員に任備し、顯微鏡によつて微粒子の顯出、而してこれが驅除を行はしめた。これが長野縣に於ける蠶種検査の嚆矢であつた。」⁽¹⁾即ちこの時初めて小縣郡に於ても、蠶病豫防驅除のための検査を行つたのである。

明治20年農商務省令第九號蠶種検査規則の施行によつて、更に検査員を必要としたから、小縣郡蠶業組合事務所では、同組合の經費で、蠶病驅除法傳習所を上田町へ設置した。⁽²⁾更に明治31年蠶種検査法の實施とともに、小縣蠶種検査所を上田片平町に設け、蠶病—微粒子病—の驅除豫防に當つた。而して同所は明治38年、小縣蠶病豫防事務所と改め、明治45年には、更に長野縣蠶業取締所小縣支所と改稱した。而してこれが出張所を神川、傍陽、丸子、中塩田、泉田の五ヶ所へおいた。今その管轄區域を示せば次の通りである。

出張所名	同 位 置	同 管 轄 區 域
神川出張所	神川村大屋區503	滋野・彌津・和・縣・神川・塩川・長瀬
傍陽出張所	傍陽村常光寺内	本原・長・傍陽
丸子出張所	丸子町役場内	依田・丸子・東内・西内 武石・長窪古町・長久保 新町・大門・和田
中塩田出張所	中塩田村保野區590	富士山・東塩田・中塩田・西塩田・別所
泉田出張所	泉田村福田區32	泉田・室賀・浦里・青木

而して「從來母蛾の検査は、専ら男子吏員がこれを行つてゐたが、明治41年農商務省令を以て、檢定の上、女子を蠶種検査吏員として採用することとなつた。長野縣は女子蠶業講習所規程を設けて、講習生を募集し、これをして蠶種の検査に當らしめることとした。今講習生の數を示せば次の如くである。」⁽³⁾

年 次	明治41	42	43	44	大正元	2	3	4	5
修 了 者	76	95	48	53	54	45	21	23	16

而して左に同所の調査による、特別蠶種病毒歩合・發蛾歩合・蠶蛆捕殺數量等の統計を示せば

次の如くである。

年次	特別蠶種病毒歩合%				發 蛾 歩 合 %				蠶 蛹 捕 殺 量 石
	一化性	二化性 化不越年	二化性 化越年	二化性 化	一化性	二化性 化不越年	二化性 化越年	二化性 化	
明治 35	10.9	3.8	—	16.5	76	73	—	94	—
" 36	10.8	3.9	—	18.5	81	77	—	93	—
" 37	16.1	5.6	21.2	28.1	82	80	93	92	—
" 38	28.0	10.0	61.0	35.0	79	77	94	95	34,216
" 39	19.0	5.0	26.0	23.0	79	76	96	94	37,398
" 40	21.0	4.0	35.0	37.0	87	85	94	95	22,254
" 41	17.0	4.0	37.0	28.0	84	86	92	92	20,597
" 42	21.0	4.0	44.0	30.0	84	86	90	93	18,008
" 43	12.0	2.0	16.0	20.0	88	90	99	94	13,076
" 44	7.0	2.0	19.0	20.0	88	88	91	94	17,844
大 正 1	5.1	0.7	14.1	7.6	87	89	96	96	17,488
" 2	2.8	0.4	4.6	3.6	98	92	97	96	9,455
" 3	2.0	0.1	4.2	2.8	88	89	95	96	10,480
" 4	1.5	0.2	6.7	4.5	88	92	94	92	6,252
" 5	2.8	0.7	12.5	11.6	86	90	92	90	7,994

- (1) 小縣郡史餘篇 242 頁に「慶應元年佛蘭西國にて蠶病猖獗を極めし際、同國大統領は我國に請うて蠶種を求む。當時我國より輸出せし蠶種は1萬5千枚なりき。佛國はこれが微粒子毒を検査せしに、病毒のあるもの25枚につき8枚なり云云」とあるより見れば、我國に於ても當時既に微粒子病の存在してゐたことが知られる。
- (2) 小縣郡史餘篇 314 頁參照。
- (3) 同 311 頁參照。
- (4) 同 311 頁參照。
- (5) 同 318 頁參照。

附註「蠶病の消毒方法には、フォルマリン撒布法、蟻酸アルデヒド瓦斯消毒法、蒸氣消毒法及び昇汞消毒法、加魯兒石灰消毒法等もあるも、小縣郡に於ける大部分はフォルマリン撒布法の消法による者多し。随つて粗悪品の販賣の現出するを發見したれば、明治39年フォルマリン鑑定に關する規程を設けらる。小縣蠶病豫防事務所は同年より營業者の依頼により、分析鑑定を開始し、之が救済を速かならしめたり。フォルマリン使用數量は次の如し。

(小縣郡史餘篇 318—319 頁)

年次	明治38	39	40	41	42	43	44	大正1	2	3	4	5
數 量	82598	88457	81035	90193	89165	96820	93885	120124	127606	120843	115276	109883

V 蠶種に關する諸團體

凡そ一地方に特殊なる産業が起れば、この産業による利益を獲得するために、その産業を中心として、何等かの形の團體が發生する。小縣郡に於ては徳川時代より蠶種の製造が盛んであつたから、これに關する團體の發生を見た。主なるものは妙妙連(後に均業社となる)・千隈會社・蠶種報國社・蠶種同業組合これである。而してこれら諸團體がその目的とするところは大約次の如くであつた。

- 1 蠶種生産上の公平なる利益の獲得
- 2 販賣方法の向上
- 3 優良蠶種の生産
- 4 營業その他諸般の事項の評議
- 5 同業者の親睦

一 妙妙連(均業社)は明治初年の頃、上塩尻村の蠶種製造家、藤本善右衛門、佐藤八郎右衛門、清水銀右衛門、馬場又八、小岩井茂三郎の諸氏によつて設立された。當時粗製濫造の猖獗を

極めてゐた我國の蠶種は、漸くその質價を失墜せんとしてゐたから、妙妙連中は大いにこれを憂ひ専ら蠶種製造の改善を圖り、勉めて精選せる蠶種を輸出することに努力した。當時同盟者の惣代として藤本善右衛門氏を横濱へ送り、當時在留せる伊太利人フハツケ氏を始め、諸商と特約を結ばしめ、大いに妙妙連の信用を博した。當時妙妙連の蠶種のみは「拜見無し」とて、賣買の際に物品全体の検査を行ふことなく取引が行はれたほどであつた。そこで妙妙連に加盟を中込むものが續々顯れたが、容易にこれを許さず、僅か數名のものがこれを維持繼續した。明治六年蠶種製造取締規則の發布とともに、會社組織に改め、均業社と呼んだ。以後益々社業を擴張し、その後の同社の發展には目醒しいものがあつたが、蠶種市場が衰退し海外輸出の杜絶一に趨くとともに大いにその打撃を受けた。明治17年5月、同盟者の協賛によつて、社則の改正を行つた。この際十數名の脱社するものがあつたが、残りの17名は益々結束し、社名を塩尻均業社と改稱し、佐藤八郎右衛門氏を社長として銳意同社の挽回につとめた。その後國內蠶種需要者から信用を得て、全國にその名を知られるに至つた。而して他府縣から蠶業の傳習を受けようとして同社に集り來つたものが數百名に上つたといふ⁽¹⁾。

二 千隈會社 は明治8年5月の創立であつて、これが創立には小縣、埴科、更級、高井、水内、佐久の各郡の蠶種製造業者が參加した。目的とするところは、同業者の親睦、營業上諸般の評議、販路の協定等であつた。而してこのものは明治9年2月長野縣廳より設立の許可を得た⁽²⁾。

三 蠶種報國社 は明治11年上田町に設立された。同社は各府縣へ委員を派遣して、有志者を遊説し、各地に支社をおいて、大いに社業の發展に盡力するところがあつた。明治14年には支社の數が134を算したが、數年ならずして衰へて了つた⁽³⁾。

四 蠶種同業組合 明治18年5月、養蠶業者、製絲業者、生絲商の三者を抱括して、蠶絲業上田組を創設した。その事務所は上田町におき、諸般の事務を掌理した。明治19年には前記三業者の外に蠶種業者を加へて、組合組織を改め、小縣郡蠶絲業上田組合と稱した。明治22年、同組合は、前記四業者合併存立の不便を痛感して解散し、各業者は各自獨立の組合を設立した。ここに於て小縣郡の蠶種業者は、廣く縣下の同志を糾合して、同年6月1日、新に組合を組織して信濃蠶種組合と稱へた⁽⁴⁾。明治31年4月、更に組織を變更して、小縣郡蠶種同業組合と改稱した。尙明治45年3月、「長野縣」なる三字を加へて、長野縣小縣郡蠶種同業組合と改め、組合の地域は小縣郡全体に渡り、組合員數一千數百名を算した。

蠶絲業上田組の創設された頃から、養蠶業者にとつて最も重大な問題は、如何にして微粒子病より免れることが出来るかであつた。偶小縣郡蠶絲業上田組の設置されたその年、長野縣に於ては蠶絲業組合取締所を設置し、同取締所では上水内郡宇木村へ蠶絲講習所を設けて、講習生を各郡から募り、その卒業生をして各郡組合の蠶種検査員に任命して、微粒子病の豫防驅除を行はしめたことは前述の通りである。然るに明治20年には、更に多數の検査員を必要としたから、小縣郡蠶絲業組合事務所が、同組合の經費で、蠶病驅除法傳習所を上田町へ設置したことも亦前述の通りである。かくして小縣郡では微粒子病の絶滅を圖つたのであるが、明治31年小縣蠶種検査所一後の長野縣蠶業取締所小縣支所一が上田町へ設置せられるに及び、蠶病豫防驅除に關する一切の事業はこのものに譲つて了つた。

(1) 小縣郡史餘篇310頁參照。

(2) 同 311頁參照。

(3) 同 頁參照。

(4) 同 311—312頁參照。

(5) 長野縣令中第42號蠶種業組合規則に基き。

(6) 農商務省令第42號蠶種業組合準則に基き。

(7) 明治30年法律第47號重要輸出品同業組合法により。

(於全國產業組合製絲組合聯合會)

(受理 昭和11年2月20日)